

十才六千五百三十四、そのうちから繰越利益剰余金百三十九万八千円をあげ、合計千三百五十九万八千円としたわけでございます。収入の超過二千円に対して事業そのものの二千五百五十九万八千円の事業を行いますので、千三百五十九万八千円は不足し、その不足はただりま申しと仰りましたようなものをあげて、これに第3期拡張事業による初年度の事業を行いたいという事でござります。第4期にいたしまして、議会の議決を得なければ流用できない経費の点でござります。職員給与費として千八百五十万を計上して、前年度より食糧で千四百五十万にしたいという事で、資金の四十九万五千円、手当ての十九万四千円、これはすなわち議決いただいております。先月支給分の期末手当ての百分の七、及び百分の五に五に上った、の二五に對するものとプラス七千円を計算した不足分を計上したわけや、それと職員の一名増と、職員の移動に伴う差額増というものを計上し、九月から実施するものというのを給与の改定分はこれには含まれておりません。今まで支給の分には移動による増額されたもの

でございます。次に第3期の棚卸資産の購入限及額について説明申し上げます。これは限及額を七百四十万から八百五十万に改めたわけでございますが、燃料費等を合計の補正により、組んでおりませんので、前回までに加え八百五十万八千円という事になったわけや、これについていろいろ棚卸資産の問題に對しましては、貯場等の問題、いわば一般会計と違つて購入の時期あるいは蓄積の発生の時期、直接施行の時期等いろいろ変わつておりますけれども、そういう点については、時間もかかしまして説明でございますが、剰余金については三百八十九万八千円を百三十九万八千円にしたという事は、先程第3期の資本的収入及び支出で申しました繰越利益剰余金百三十九万八千円がここに上つたわけや、減額されたわけや、このほかいろいろ疑念を拂いたわけや、おそれるものと思ひます。これはあくまでも決算の認定からいへば当然、これに基きまして行なわれるわけや、あります。また前年度より三百八十九万八千円というものを剰余金として議会の議決を得て、建設費用にあつたという事でござつたわけや、その分今回四百

万の建設改良積立金として剰余金処分計算書に出ておりますので、三朱の
カッコ書きを全部改正して新たに百三十九万四千円というものを繰越剰余金
にあらわす事でございます。次に第八朱の企業債の項目を一朱の要とする
事については初めからござります。限額千円というものは先程申し
上げました通り、自ら発表されたばかりで、この内訳として政府資金の
分の内訳は公庫資金の分の又政府資金と公庫資金の割り当てられ
くるのみ、さすれば資産管理組合の資金が割りあてられるという事は今だに
はありまして、やりません。見直しとしては大蔵省一本で割りあてられるのは
おのろみとあててあります。従って政府資金又は公営企業金融公庫の
融資というふうに起債の方針としてもどちらかきましても又、率が変わるも
五分三厘以内という事で、償還の方針にいたしても政府資金は十五年以内
利率の五分三厘であり、公庫資金については十八年以内でしか
年率の五分三厘というように変えてありますので、千円の起債のうち、八百



円の政府資金であり、三十九万の公庫資金であるという場合も過去にあり、あ
ったわけですが、まだどちらかという事は、わかりませんけれども、見直し
としては政府資金一本でくろくではなろうかとあてます。しかし利率も五分
三厘以内と政府資金だけとした五分三厘というたても良いのでしよう。償
還も一般的には借入れの時より未元置きを含んで十五年以内に償還す
るというふうな関係でうたえたいのでしよう。もうした事もわかりませんの
で、このうふうにうたったわけがあります。尚本年度こうした事業につい
ての起債の許可にわたったのは町では福生町だけで、あとは東村山、府中、町田
という所が、この中に入ってあります。以上非常に説明が不十分でわかりにくいこと
思いますが、予算第三号に対する説明とさせていただきます。

議長(高橋春)　こいより質疑を行います。

一 声なし

議長(新橋春)　質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第九号

男は厚生委員会に付託し詳細な審議を願う事にしたと思います
みこいに切望ありまふか、

(異議なしと時以有あり)

議長(高橋平春) 内閣議なしと認め、さう決定いたしました。尚委員会の審査報告は本会期中にお願いたします。

議長(有樹子春)
こゝで暫時休憩いたします。

休憩 午前十時三十分

用議 午前十時四十分

一議長(高橋千春) 休館日前に引き、結ぶ、今議を用います。

一議長（高橋平春） 日程第百福生町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一
部を改正する条例案議案第百十号を議題に供します。本件については総務
委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

二十一番(大久保郎) 議長

一、議長(高橋千春) 十一番

十一番(大久保一郎) 御指図がありましたので審査報告をいたします。仲方は福生町職員の勤務時間、休日、休暇等に關する条例の一部を改正する条例案議案第八十号、委員付託日、昭和三十一年九月三十日第三回福生町議会臨時会に於て総務委員会に付託、委員会開会日、昭和三十一年九月三十日午前十時、本委員会に付託された右議案については、慎重審査の結果、次の通り原案に一部挿入の上、可決すべきものと決定した。第十条の三の条の次に次を加える。第十三条第三項中第九条を第十條に改め、右の通り報告いたします。昭和三十一年九月三十日、総務委員会委員長大久保一郎、福生町議会議長高橋平春殿、以上ご報告す。前回の議会に於きましても神野藤議員から御指図がござりました。こうした町の問題に關しては一般の会社の就業規則等からすれば異なつた点もあり、このうちつきましては、準則に基きまして決定したものであり、関係市町村も

同じような状況と云いつたところ、関係であり、現在決定してあるものの整備という関係から総務委員会に持ちましては慎重審議の結果一部押入いたしました可決すべきものと決定した次第でございます。第十五条の二項中七条とあるのを十条に改め、この点につきましては「就業期間中の職員の一月勤務した場合に於いて一月の勤務日数八割以上勤務した時は一日の休職をよえる。この場合に於いて第九条を別に該當する事由のため勤務しなかつた期間はこの勤務したものとみなす。」このように書かれますのでございまして、今回条例の改正によりまして七条と十条の内容が変更になった関係でございますので総務委員会としては補入すべきであつたという結論に達したわけがあります。以上で審査報告を申し上げます。よろしく御願いたします。

議長(高橋千春) このより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) これにて質疑を合點いたしました。おはかりいたします。議案第八号はただいま報告がありました通り原案中第七と八の次に、二部連するところ委員長の報告通り決するかに「異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) 「異議なし」と認めます。ようさよう決定いたしました。次にただいま修正可決した部分を除く本案のこり全部につきとも原案通り決するに「異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) 「異議なし」と認めます。ようさよう決定いたしました。

議長(高橋千春) おはかりいたします。日程第七福生町災害対策本部条例案議案第八号並びに日程第八福生町防災会議条例案議案第九号は関係ありまうので一括審議したいと思ひます。これに「異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 四昇議なしと認めます。よって日程第七福生の災害対策本部案(案)並びに日程第八福生の防災会議案(案)を二稿上提する事に決定いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第七福生の災害対策本部案(案)並びに日程第八福生の防災会議案(案)を議題に供します。本件について総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

二二番(大久保一郎) 議長

一議長(高橋千春) 十一番

二二番(大久保一郎) 四指ぬぬござりましたので審査報告をいたします。件は福生の災害対策本部案(案)並びに日程第八福生の防災会議案(案)を議題に供します。本件について総務委員会に付託いたしましたので、委員会報告を願います。

日は昭和三十一年九月三十日午前九時、本委員会に付託された右議案について、慎重審査の結果、いよいよ原案を可決すべきものと決定した。右のとおり報告いたします。昭和三十一年九月三十日、総務委員会委員長大久保一郎、福生の防災会議案(案)並びに日程第八福生の防災会議案(案)を議題に供します。本件について総務委員会に付託いたしましたので、委員長から報告願います。

一議長(高橋千春) これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。おぼりいたします。議案第八十号並びに議案第八十号は委員長報告の通り決めるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よって議案第八十号並びに議案第八十号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第九福生町立学校施設設備使用条例案議案第八十五号を議題にいたします。本件はついても給務委員会に審査を付託しておきますので委員長から報告願います。

一十二番(大久保一郎) 議長

一議長(高橋千春) 十一番

一十一番(大久保一郎) 御報告がありましたので審査報告をさせていただきます。

件名は福生町立学校施設設備使用条例案議案第八十五号でございます。委員会付託日は昭和三十九年九月二十日第三回福生町議会臨時会に付託され給務委員会に付託され、委員会用会日は昭和三十九年九月二十日午前九時、本委員会に付託された右議案については慎重審査の結果、果次の通り一部修正の上、可決すべきものと決定した。附則第一項中、

十月一日を十月一日に改める。右の通り報告いたします。昭和三十九年九月二十日給務委員会委員長大久保一郎、福生町議会議長高橋千春殿以下ご並びます。現行の福生町立学校施設設備使用条例は昭和三十九年十月十日に条例第三十号をもつて制定されたものでございますが、これは教育委員会がご並びます。以前のものと異なり従って制定されてから十七年間も経過してまいり、その過程には社会状況の変化もあり、実状に沿わない点も見受けられます。今のこの条例を全廃して制定する事は当然と承えるものでございます。給

町道路線の廃止について議案第百九号並びに町道路線の変更について議案第百十号をござります。今九号から報告いたします。件は町道路線の廃止について議案第百九号、委員会付託日昭和三十一年九月三十一日第三回福生町議会臨時会において建設委員会に付託、委員会用会目日は昭和三十一年九月十八日午前九時、昭和三十一年十月十五日午前九時本委員会に付託された右議案については、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。右の通り報告いたします。昭和三十一年十月十五日建設委員会委員長中西虎蔵、福生町議会議長高橋千春殿、今九号について補足させていたたきますが、町道路線の廃止をござります。本委員会におきましては、現地の調査と周辺の使用度、隣接の土地等について審査した結果、原案を可決すべきものと決定した次第でござります。次に町道路線の変更について議案第百十号、委員会付託日昭和三十一年九月三十一日第三回福生町議会臨時会において建設委員会に付託

委員会用会目日は昭和三十一年九月十八日午前九時本委員会に付託された右議案については、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。右のとおり報告いたします。昭和三十一年九月三十一日建設委員会委員長中西虎蔵、福生町議会議長高橋千春殿、この点についてもちもすべし都営住宅内におきまして町の町道路の変更路線をござります。委員会としても現地を調査し、決定した次第でござります。のまうしく町審議の上で可決をうん事を祈願いたします。

議長(高橋千春) これより委員長に報告に対する質疑を行います。

「異議なし」と仰る者あり

議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第百十号並びに議案第百十号は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と仰る者あり

一議長(高橋千春) 町議談話しと認めます。ふつと議案第八十九号並びに議案

第九十号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第七十四号小学校の施設並びに運営に関する請願書諸

願第九号を議題に供します。本件については総務並びに建設委員会にふり

やれ審査を付託してありますので委員長から報告願います。

一十番(天久保一司) 議長

一議長(高橋千春) 十一番

一十番(天久保一司) 町指名がござりましたので審査報告を行います。件は町を小中

学校の施設並びに運営に関する請願書諸願第九号中総務委員会所管

分(学校給食センター設置について及びフィルムライブラリーの設置について)で

ござります。委員会付託日は昭和三十一年九月三十日第三回臨時町議会臨時

例会にわたり総務委員会に付託されたもので、委員会開会日は昭和三十

一年九月三十日午前八時、昭和三十一年十月九日午前八時、昭和三十一年十月十七

日午前八時本委員会に付託された右請願については慎重審査の結果次の

意見を付し採択の上執行機関に送付するものと決定した。意見、学校給

食センター設置については、請願の主旨をうけて、町財政を考慮の上、学校

給食センターの設置につき努力すべきである。フィルムライブラリーの設置に

ついて、請願の主旨をうけて、学校教育の進歩向上のため視聴覚教育の充

実は緊要と認められるので、この整備に努力すべきである。右の通り

報告いたします。昭和三十一年十月十七日総務委員会委員長天久保一司福

生町議会議長高橋千春殿、以上でございます。視察並びに審査の概要につい

て町報告申し上げます。去る十月十四日所沢市あるいは瑞穂の学校給食センター

を視察して参ったのでござります。瑞穂にわいては防音改築事業で給食施設

を行いまして、設備の改善の経費を投じ、実施については小学校三校、中

学校二校、三千七百五十人を七月一日から実施してあります。それから副食の関

係につきましては食法方式と弁当箱方式の二つござります。瑞穂にわいては弁当箱

大正
高橋
子規

方式をとり各学校に配給するとの方法をとっております。パンは業者が委託し、クラス別に配給し、牛乳については給食では委託加工牛乳方式をとり、業者が配給してあります。所沢市の場合にありますが、富岡地区をはじめ田地区のP.T.A.の希望を円を指定寄附をいたしまして実施する予定で約万人のわがやまの人数を実施し、教地については小学校を利用するといふ事だ、この約百千坪、建設費と設備費を含めて三千九百九十八円を予定してあると事だござります。実施するのは小学校五校、中学校三校合計四百五十人で、副食については食衣方式をとり、コンテナーに於て各学校に配給し、パンについては業者が委託加工との事だござります。牛乳については給食とは逆で加工製方式でコンテナーに入れて配給する方法だござります。給食委員会にありますが、も慎重に検討したわけですが、給食に対する各学校差がかなりたない、差が解消できるとの事と、先生が献立を作り、たり材料を購入したりする難務がなくなり、教地に専念できるといふので、

材料を大量に購入する関係から良いが安く下つくる。施設にしても各学校毎に作るよりも一所に作った方が経費の削減にもなるという事だ、学校給食ヤターを設置する事については適当であつたという結論に達したわけだござります。南給食ヤター設置する場合、委員会としては、経費の削減という点からできるだけ第一小学校の給食室を活用してやれた方が良いでしょう。はたからかという点で十分検討願いたいと由ります。パンもやはり業者委託の方がよい、牛乳の場合も現存という関係から委託の方が良いと由ります。又食衣方式も併当方式も利便がありますので、この点も理事者で十分検討してほしい、実施していただきたいと思います。次にフィルムライブラリの設置についてだござります。やはり十月十日に青梅市あるいは立川市に視察してあります。が、青梅市の場合には映画機は小学校十校、中学校二校に対して十センチの映画機が一台あり、このうちP.T.A.が買ったものも三台、市の予算で買ったものも三台とあつて、フィルムについては昭和三十一年十月より三十八年九月